

船舶事故調査報告書

平成30年7月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月15日 12時44分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市観音埼北北東方沖 観音埼灯台から真方位021°600m付近 (概位 北緯35°15.7′ 東経139°44.9′)
事故の概要	遊漁船 ^{けんいち} 健丸は、北進中、錨泊中の手漕ぎボート（船名なし）に衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 健丸、11トン 290-39599 神奈川、個人所有 B 手漕ぎボート（船名なし）、長さ約2.5m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 漕手B、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板及び船首部船底外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、釣り客6人を乗せ、漂泊して釣りを行っていたが、平成29年7月15日12時44分ごろ、釣り場を移動する目的で、約10ノットの対地速力として手動操舵により北進を開始した。 船長Aは、船首方約200mにボート3～4隻を認めたので、同ボートの動向を見ながら航行していたところ、北進を開始してから約20秒後に衝撃を感じ、A船がB船に衝突したことに気付いた。 B船は、漕手Bが1人で乗り、釣りの目的で錨泊していた。 B船は、漕手Bが、左舷方から接近してくるA船を認め、大声を発したものの、A船が直進して接近してくるので、危険を感じて海に飛び込んだ直後、左舷中央部にA船が衝突した。
分析	A 船は、北進中、船長Aが、B船よりも遠くのボート3～4隻に意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、同ボートより近くで錨泊していたB船に気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。 B 船は、錨泊中、漕手Bが、近くで漂泊していたA船がB船に向け

	<p>て航行を開始したのを認めたが、錨を揚げてA船を避ける時間的余裕がなく、接近するA船に向けて大声を発したものの、A船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、北進中、船長Aが、B船よりも遠くのポート3～4隻に意識を向け、見張りを適切に行っていなかったため、同ポートより近くで錨泊していたB船に気付かずに航行を続け、B船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、特定の船舶のみに意識を向けることなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・発進するときは、近くに錨泊している船舶がないかなど周囲の状況を十分確認すること。 ・笛や携帯式簡易エアホーンなどの有効な音響による信号を行うことができる手段を講じておくことが望ましい。